

地域支援協議会 地域生活支援拠点プロジェクトにおける課題整理シートの検討結果について

資料1-3

【平成29年9月22日(金)の会議において、課題・対策に伴う今後の対応の検討を行い、下表とおり検討結果をまとめました。また、引き続き、検討を要する項目については、主な見解として、実施場所、実施形態や費用など、具体的な実施方法について、再度、検討が必要との意見でまとめ、計画へ反映する項目については、市が検討することとなりました。】

機能別	番号	分類	課題	緊要度	対策	第4期障害福祉計画	検討結果	
							専門部会等で引き続き、検討	第5期障害福祉計画へ反映
相談支援	1	連	当事者だけでなく家族の支援も必要なケースがある。	B2	当事者・家族の支援をそれぞれのライフステージに沿って必要な行政(介護福祉課、児童相談所、子ども家庭支援センター等)と連携や協議できる機会をつくる。 《昭島市地域支援協議会で検討》	P77 計画の推進体制 (3)関係者や関係機関との連携の推進	○	
	2	体	副籍(特別支援学校の児童が地域の学校に在籍出来る制度)や卒業時点での支援者について地域課題として取り組む必要がある。	A2	こども部会、当事者部会と共に副籍の仕組みを実行性のあるものにするよう、教育委員会と協議できる場を設ける。《昭島市地域支援協議会で検討》 第5期77番インクルーシブ教育・保育の推進→障害のある子どもたちが、様々な機会に地域の活動へ参加する機会を設け、学校卒業してからの活動がスムーズに移行できるようにする。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P64 副籍制度の啓発・推進	○	○
	3	連知	市内の医療機関の情報を収集した『障害のある方に優しい医療機関マップ』が必要。	A2	『障害のある方に優しい医療機関マップ』(案)の作成を検討。 医療の他にも障害のある方の生活に必要な情報収集(訪問美容、宅配弁当等)と発信が必要。 《昭島市地域支援協議会で検討》	新規	○	
	6	人知	障害当事者相談員不足。	B1	人・①障害当事者相談員を事業所内に配置。 人・②手話で対応できる相談員増員。 知・障害当事者相談員の存在を市報でPRする。 《昭島市地域支援協議会で検討》	P47ピアサポート※ 相談事業	○	
	7	体	生活福祉課、障害福祉課のケースワーカーの相談機能が低下している。	B1	市窓口での相談の充実や地区担当ケースワーカーが機能できるよう対策を行い、地区担当を明確にする。 《昭島市地域支援協議会で検討》	新規	○	
体験機会・場の提供			●生活介護事業所		●生活介護事業所			
	3	連	学校卒業後の進路、支援の継続性の観点で十分な引き継ぎが出来ていない。	B1	特別支援学校進路指導の先生と生活介護事業所が年1回以上、事業所連絡会を設ける。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	新規		○
	5	体連	移動支援や行動援護は通所や通学時に利用できない。	B1	体・緊急の時には、移動支援や行動援護等で通所や通学に使える様協議。 連・他市の生活介護事業所との情報交換の場が必要。 《昭島市地域支援協議会で検討》	新規	○	
			●地域活動支援センター		●地域活動支援センター			
	6	資	知的障害のある方が、週末に仲間づくりをする場や安心して利用出来るセンターが不足している(設備的、人的に不備)。	A2	ニーズや障害特性に合わせたバラエティーに富んだ地域活動支援センターの設置。 《昭島市地域支援協議会で検討》	P48施策の方向	○	
			●グループホーム		●グループホーム			
	7	資	精神障害のある方が利用できる滞在型グループホームがない。	A2	精神障害のある方が利用できる滞在型グループホームなど、住まいの場の充実を図る。 《第5次昭島市障害福祉計画に反映》	P35(2)地域で生活するうえで必要な施策		○
	8	連	世話人の対応(病院の対応、貴重品の管理等)はどこまでするのか。	B2	グループホーム事業所間の情報交換と情報共有をしていく。 《第5次昭島市障害福祉計画に反映》	新規	○	
	9	資	重度・重複の障害種別や情報保障に対応したグループホームがない。	B2	情報保障に対応したグループホームを設置。 《昭島市地域支援協議会で検討》	新規	○	

地域支援協議会 地域生活支援拠点プロジェクトにおける課題整理シートの検討結果について

資料1-3

【平成29年9月22日(金)の会議において、課題・対策に伴う今後の対応の検討を行い、下表とおり検討結果をまとめました。また、引き続き、検討を要する項目については、主な見解として、実施場所、実施形態や費用など、具体的な実施方法について、再度、検討が必要との意見でまとめ、計画へ反映する項目については、市が検討することとなりました。】

機能別	番号	分類	課題	緊要度	対策	第4期障害福祉計画	検討結果	
							専門部会等で引き続き、検討	第5期障害福祉計画へ反映
体験機会・場の提供			●その他		●その他			
	11	資	補装具、日常生活用具の常設展示の場がない。	B2	日常生活用具の常設展示の場、情報提供を図る。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P48地域生活支援サービス	○	
	12	体知	知的障害のある方、精神障害のある方の重度訪問介護の利用率が低い。	B2	重度訪問介護の周知(身体だけでなく、知的精神の方も使えること)、啓発と事業を実効性のあるものにする。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P41訪問系サービス	○	○ 対象者の追記等、記載内容の検討
	13	連	就労の体験機会として、市内企業との関わりが少ない。	A2	企業の開拓をし、市内企業との関わりを作る。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P43日中活動系サービス	○	
	14	資	生活訓練のサービス提供事業所がない。	A1	生活訓練事業所の設置。	P16(2)日中活動支援サービス	-	-
緊急時の受け入れ対応	3	体財	緊急時に知らない場所を利用することは不安や困難がある。 居宅介護事業所など時間数を超過してしまうと自費負担となってしまう。	A2	体・短期入所事業所がヘルパー事業もやっていると、短期入所利用時に利用者が不安にならない。 財・在宅での緊急対応として、居宅ヘルパーの支給量をその時だけ増やす。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》《昭島市地域支援協議会で検討》	P43日中活動系サービス	○	
	4	体	災害発生時、発生後の安否確認や福祉避難所や避難所での受け入れ等の対策が未確立。	A1	安否確認の具体的な方法と福祉避難所や避難所での受け入れ、学校バリアフリーの問題等発災後の支援策を検討する。 《地域生活支援拠点事業にて実施》《昭島市地域支援協議会で検討》	P61(2)防災対策の推進	○	
	5	資	重度・重複の障害種別や情報保障に対応したショートステイがない。	B2	重度・重複の障害種別や情報保障に対応した短期入所事業所を設置。 《昭島市地域支援協議会で検討》	新規	○	
専門的人材の確立・養成	1	財人学	福祉サービス従事者の人材不足(ガイドヘルパー、ホームヘルパー、支援ワーカー、カウンセラー、就労移行スタッフ)。	A2	財・働きやすさや人材の確保など具体的な対策の検討が必要。 財・市が移動支援従事者養成研修を主催し、研修費用を無料にする事でヘルパー養成する。養成後のフォローアップ研修の予算化も見据え検討。 人・学 聴覚、視覚障害のある方に対応できるジョブコーチ等の育成と障害福祉サービス制度理解を促進する研修の実施。 人・障害当事者によるガイドヘルパー、ホームヘルパー、カウンセラー、支援ワーカー養成。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》《昭島市地域支援協議会で検討》	新規		○ 移動支援従事者養成研修事業の実施を検討中
	2	知	市民が障害福祉の学習会に参加する機会がない。	B2	地域イベントで福祉の仕事に触れ合うブースを設置。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P77(1)市民参加の推進	○	○ 周知・啓発手法等の検討
地域連携	1	連	障害のある方が外出しづらい(段差や点字ブロックなどの整備)。	B1	市内の実態調査するなど情報収集。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》《昭島市地域支援協議会で検討》	P54バリアフリー社会の実現	○	
	2	学	民生委員をはじめとして、ボランティアを希望される方、障害福祉に理解のある方向けの勉強会や福祉との連携不足。	B1	民生委員や市民向けの勉強会を社会福祉協議会と連携して開催。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P67 3 地域での自立支援	○	
	3	連	民生委員と障害当事者相談員の連携が不足。	A2	民生委員と障害当事者相談員の定期的な連絡会の開催。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	新規	○	
	4	学	市役所職員研修が計画通りに実施されていない。	A2	市役所職員及び市議員対象に研修を実施、理解度もチェック。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	新規	○	